大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　4　安全で災害に強いまち

施　策 15　防災・減災対策の推進

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	自主防災組織※加入世帯の割合（%）	70.5	72.0	74.0
2	家庭での防災対策をしている市民の割合（%）	44.8	56.0	64.0

■1：自主防災組織※が活動しているエリア内の世帯の割合
　　自主防災組織※が組織されている地域の世帯数／全世帯数×100
■2：【アンケート】家庭での防災対策をしていると回答した市民の数／全回答者数×100

■ 現況と課題

本市は山地部が多く、市域の約 6 割が森林で占められているにもかかわらず、大部分が十分に管理されていないことから、相次ぐ山火事の発生等の原因となっており、森林の荒廃が進んでいます。これに加え、近年多発する集中豪雨等によって土砂崩れも発生しており、森林の適切な管理等、災害が起きにくい環境づくりが求められています。

また、本市は長い海岸線を有する特有の市街地を形成していることから、高潮による浸水被害等に加え、今後、南海トラフ地震※等の自然災害の発生も懸念されています。

2004（平成 16）年度、2011（平成 23）年度の大型台風による被災及び東日本大震災の発生以降、行政及び市民の防災意識が高まってきている中、安心して暮らせる生活環境を構築していくためには、行政と地域が被害を最小限にとどめるという共通の目的を持ち、「自助、共助、公助」※の理念に基づいた取組により、防災力を高めることが重要です。

ソフト面に関しては、避難勧告の発令等、適切な判断のもと、市民に対して速やかに情報提供を行うことが求められます。そして、地域住民が協力し合い、自分たちの地域を守る防災意識の高まりと、効果的な組織活動が重要です。

ハード面に関しては、高潮対策事業として、現在着手している後閑地区の堤防補強等の対策工事について、整備促進が図られるよう関係機関へ要望活動を行っています。

また、大雨による浸水等の被害を最小限にとどめるための減災対策については、状況に応じた継続的な取組が必要です。

■ 基本方針

災害による被害を最小限に防ぐためには、防災施設や設備等の整備が必要であり、特に、高潮や雨水による浸水対策等の防災工事は急務となっているため、重要課題として引き続き計画的に工事を実施します。

南海トラフ地震※等の大規模災害に備え、避難所施設の整備や飲料水・食料等の備蓄品の確保・充実に努めます。さらに、災害時の拠点となる本庁舎や避難場所に指定されている施設については、順次、耐震化や新たな避難場所の確保に努め、災害時に本庁舎が利用できない場合の代替施設の選定及び整備の推進を図ります。

高潮や雨水による浸水被害の減災対策については、一定の整備はほぼ完了していますが、近年の目まぐるしい気候の変動等を踏まえ、必要な対策について検討します。また、林道の維持管理を行うとともに、病害虫の予防・駆除を行うことで、森林を適切に管理し、生活環境の保全や火災・災害の発生防止に努めます。

さらに、地域の防災力の要となる「自助、共助、公助」※といったつながりの強化を目的として、防災訓練の充実、自主防災組織※づくり、防災に係る啓発活動等を実施するとともに、ワークショップや防災出前講座等の開催により、地域におけるリーダーの育成を図ります。

■ 今後の主な取組

①災害による被害の未然防止

地震や大雨等による災害の未然防止のため、河川排水路の改良及び機能維持を行い、必要な減災対策を講じます。また、森林の適切な管理を図るため、管理道としての林道等の維持管理を行うとともに、松くい虫防除対策として、被害木の伐倒により、被害の拡大を防ぎます。

関係機関に対しては、後閑地区の堤防補強等の高潮対策事業及び、二級河川の河川改良工事の整備促進を引き続き要望します。また、県が指定を行っている土砂災害特別警戒区域※を反映させたハザードマップ※を作成し、危険箇所の周知を図ります。

②災害への迅速な対応

大規模災害発生時に支援・受援活動を行うもととなる計画の策定を行うとともに、2018（平成 30）年度に発生した豪雨災害において指摘された課題や教訓等の研究を行い、実効性のある対応策を講じます。特に、情報伝達手段の多重化に関する研究を進め、迅速かつ正確な情報伝達手段の確保に努めます。

また、大規模災害に備え、飲料水・食料等の備蓄品を確保するとともに、過去の災害事例の調査・研究を行い、避難者の多様なニーズに応えられるよう、備蓄品の種類の充実に努めます。

③地域防災力の強化

市内の自主防災組織※未設置地域における防災出前講座の実施等を通じて、設置を促す積極的な働きかけを行い、地域の防災力の強化を目指します。さらに、行政と自主防災組織※が意見交換・情報共有できる機会を増やし、すべての市民が災害発生時、迅速に避難ができるような体制の構築を推進します。また、平常時においても、高齢や障害等により自ら避難することが困難である市民の情報把握に努めるとともに、避難行動に支援が必要な方について、具体的な避難方法等の対策の充実に取り組みます。

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　4　安全で災害に強いまち

施　策 16　交通安全対策の推進

■ 施策の目標

指 標 名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	交通事故件数（件）	1,241	1,160	1,080
2	身近な道路に通行上危険な箇所があると感じている市民の割合（%）	40.6	38.5	36.5
3	交通事故による負傷者数（人）	187	170	160
4	高齢者の交通事故による負傷者数（人）	35	30	30

■1：1 年間の玉野市内における交通事故件数
■2：【アンケート】身近な道路に通行上危険な箇所があると回答した市民の数／全回答者数×100
■3：1 年間の玉野市内における交通事故による負傷者数
■4：1 年間の玉野市内における交通事故による負傷者数のうち高齢者（65 歳以上）の数

■ 現況と課題

本市においては、依然として人口減少・少子高齢化が進み、車への依存度は高まっており、高齢者の免許返納が少ない状況です。

交通安全社会を推進するためには、弱い立場にある方への配慮や思いやりが必要であり、特に高齢者・子どもの安全を一層確保するとともに、すべてのドライバーに対して人優先の思いやりのある運転等、交通安全の思想を普及・啓発する必要があります。

また、危険箇所へ新たな交通安全設備の整備を推進するだけでなく、現在設置してある設備が有効に活用されるための適切な維持管理を図ることが必要です。

■ 基本方針

交通事故のない地域社会実現のため、交通弱者である高齢者・子どもに対しては、引き続き警察、関係団体と協力し、交通安全教育、啓発活動を徹底し、市民全体の交通安全意識の醸成を図ります。

交通安全設備の新たな設置については、特に危険性・緊急性が高い箇所を優先する等、計画的な整備を図ります。また、既存の交通安全設備については、適切な維持管理に努めます。

■ 今後の主な取組

①啓発活動の推進

出前講座、交通安全推進大会、春・秋の交通安全県民活動等を通じた啓発活動に加え、交通安全母の会、ももたろうクラブ等、関係団体の取組と連携し、高齢者・子どもを含め、市民全体に対して啓発活動を行います。

②交通安全設備の整備・維持管理

危険性の高い交差点等に対しては、カーブミラーや街路灯・防護柵等を設置し、交通事故の未然防止を図る整備を行います。

また、既存の交通安全設備について、安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を行います。

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　4　安全で災害に強いまち

施　策 17　火災・事故・急病等への適切な対応

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	住宅用火災警報器の設置率（%）	62.0	72.0	80.0
2	消防団員の充足率（%）	91.5	100.0	100.0
3	普通救命講習参加者数（人）	10,152	12,000	14,000

■1：全世帯数における住宅用火災警報器の設置率　住宅用火災警報器設置済世帯数／全世帯数×100
■2：消防団員の条例定数における充足率　消防団員の実員数／消防団員の条例定数における実員数×100
■3：これまでに救命講習に参加したことがある市民の数

■ 現況と課題

2013（平成 25）年～2017（平成 29）年の 5 年間に住宅火災での死者が 5 人発生しています。こうした住宅火災における死者の発生を防ぐには、火災の早期発見、逃げ遅れ防止等に有効性がある住宅用火災警報器の設置が不可欠です。しかしながら、本市における住宅用火災警報器の設置率は 2017（平成 29）年 6 月時点において 62.0%となっており、全国平均 81.7%、県平均 75.8%を大幅に下回っています。

消防施設については、出張所の老朽化が進んでおり、また、ハザードマップ※においても自然災害による被害が予測される場所に立地していることから、これまで培ってきた消防力の維持を図りながら、本市の人口規模に見合った消防体制・施設の再編整備が必要となっています。

高齢化社会と核家族化は今後も進行し、救急出動は今後も増加すると考えられる中、救急救命士の行う特定行為も増加し、果たすべき役割はますます重要となっています。

地域における取組としては、救急隊到着前に傷病者へ的確に対応できるよう、市民による応急手当の普及が必要です。

また、消防団員数が定員よりも約 1 割不足している現状を踏まえ、入団を促進していく必要があります。

■ 基本方針

市民の安全・安心を確保するために、住宅用火災警報器の設置促進の広報、火災予防啓発活動に努めます。

消防体制・施設については、人口推移に伴う救急出動件数、通信指令システム更新計画、他市の配置状況等を踏まえ、本部及び出張所の機能・場所・人員・車両・再編整備費の財源確保等を十分検討し再編整備を図ります。

救急需要の増加や要求される高度な救急救命処置に対応するため、救急救命士を計画的に養成するとともに、高度な技術・知識を習得した救急体制の確立に努めます。

また、市民への応急手当の普及促進に努めるとともに、消防団員の確保に取り組みます。

■ 今後の主な取組

①住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について、普及・啓発を図るとともに、放火防止対策に取り組みます。

②消防体制・施設再編整備の検討

署所再編整備については、普通交付税※における基準財政需要額※の算定基準に示されている内容を考慮しながら、本市の人口規模を踏まえた検討を進めます。

③救急救命士の育成及び市民による応急手当の普及促進

病院実習での実技訓練や講習会等により、救急救命士の高度な救急救命処置の技術や知識の習得を促進します。

消防本部が開催する普通救命講習やまちづくり出前講座での救命講習により、傷病者の命を救い、社会復帰に導くために必要な応急手当の普及を行います。

④消防団員確保の推進

消防団員の確保については、機能別消防団員・学生団員等の整備を行い、さらなる団員確保に努めます。

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　4　安全で災害に強いまち

施　策 18　消費者保護と防犯対策の充実

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	1 年間に消費者被害にあった市民の割合（%）	2.6	2.2	1.8

■1：【アンケート】1 年間に消費者被害にあったと回答した市民の数／全回答者数×100

■ 現況と課題

インターネットの普及や仮想通貨※、キャッシュレス等の新たな商品やサービスの進展により、消費者を取り巻く環境の多様化・複雑化が急速に進んでいます。また、2022 年 4 月 1 日から、民法の改正により、成人年齢が 18 歳に引き下げられることから、対象となる若年層への消費や契約に関する知識の普及は喫緊の課題となっています。

こうした状況の中で、悪徳商法の実態や最新の消費情報を消費者にフィードバックする等、消費者被害にあわないための知識や被害にあった場合の速やかな対処方法等の普及啓発が必要となっています。

犯罪の発生を防止し、安全・安心な社会を築くには、地域の安全は自分たちで守るという意識のもと、多様な地域の主体が連携し、地域による防犯意識の向上や防犯活動を促進するとともに、社会経済活動からの暴力団の排除に向けた適切な取組が求められています。

■ 基本方針

消費者保護については、警察・防犯指導員・消費生活団体等と協働して、被害防止のための知識や被害例等を情報提供するなど意識啓発を図ります。

また、消費者が正しい知識に基づき主体的に判断し、適切な行動や選択を行えるよう消費者教育の充実に努めます。

さらに、安全・安心に生活できる地域づくりに向けて、警察をはじめ、教育機関・地域の関係団体・企業・コミュニティと連携し、自主防犯組織の活動支援を行います。

■ 今後の主な取組

①消費生活対策の推進

年々複雑化する消費者被害に対して適切に対応するため、イベント等における啓発活動や学習会・各種講座を開催するなど、幅広く消費者意識の啓発に努めます。

また、地域に密着した普及啓発活動を図るため、消費生活団体・民生委員等と協働して、高齢者世帯の訪問やリーフレットの配布等、消費生活に関する知識の普及や消費者被害に対する意識啓発に努めます。

②自主防犯活動の推進と暴力団の排除

犯罪の発生を防止し、市民の誰もが安全・安心に生活することができるよう、警察をはじめ、教育機関・地域の関係団体・企業・コミュニティと連携し、地域の自主防犯組織の活動を促進するとともに、市民が被害にあわないための防犯意識の醸成を図り、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、平穏な市民生活を確保します。

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　5　住み慣れた地域で生活できるまち

施　策 19　地域福祉の充実

■ 施策の目標

指 標 名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	地区社会福祉協議会の数（箇所）	3	5	10

■1：各地区において、地域住民が主体的にまちづくりを実践するために結成される組織の数

■ 現況と課題

少子高齢化・核家族化が進む中で、高齢者世帯の増加、家族の在り方の急速な変化等により、地域における連帯意識や支え合いの機能が希薄になっています。

一方、障害を持つ方、介護を必要とする方など、生活上の支援を必要とする方々のニーズは多様化しており、地域社会の変化と多様な生活課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、助け合い、支え合いを基調に、すべての市民が地域で安心して暮らすことができるよう、市民との協働により地域福祉を推進することを目的とし、2017（平成 29）年 3 月に従来の「玉野市地域福祉計画」と玉野市社会福祉協議会による民間活動の自主的な行動計画である「地域福祉活動計画」を融合した「玉野市地域福祉活動推進計画」を策定しました。

■ 基本方針

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域住民をはじめ、様々な福祉の担い手がともに支え合い、連携しながら地域福祉の推進に取り組みます。

そのためには、地域福祉における「自助・互助・共助・公助」の考え方をもとにした重層的な取組が必要です。日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決する（自助）、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所・ボランティア・NPO 法人等の活動で解決する（互助）、社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、公的な制度としての保健・医療・福祉サービス等、行政でなければ解決できない問題は行政が中心となって解決する（公助）、といったそれぞれの考えに基づく取組を推進します。

■ 今後の主な取組

①地域の福祉活動の展開

「玉野市地域福祉活動推進計画」に基づき、市・社会福祉協議会・住民・自治会・民生委員・児童委員・地区社協・福祉サービス事業者等で地域福祉推進のネットワークを構築し、全市的な地域福祉活動を展開する体制を確立します。

■ 重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	地方創生人財育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
		・地域ボランティアによる生活支援サービス提供体制の支援			

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　5　住み慣れた地域で生活できるまち

施　策 20　高齢者福祉の充実

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	日頃の生活の中で楽しみを感じている高齢者の割合（%）	67.0	69.0	71.0
2	生きがいデイサービス※参加者数（人）	4,682	5,000	5,000
3	ボランティアセンターの数（箇所）	2	11	11

■1：【アンケート】（65 歳以上の市民対象）
　日頃の生活の中で楽しみを感じていると回答した高齢者数／全回答者数×100
■2：1 年間に生きがいデイサービス※を利用した市民の延べ人数
■3：各地域の高齢者の困りごとなどを手助けするボランティアセンターの数

■ 現況と課題

2017（平成 29）年 10 月 1 日時点において、全国平均の高齢化率は 27.7%、本市の高齢化率は 36.3%となっており、全国平均と比較して 8.6 ポイント高くなっています。

それに伴い、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者が今後さらに増加していくことが予想されます。また、核家族化の進行に伴い、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加も予想されます。

こうした中、高齢者が安心して自立した生活を送るためには、健康状態を維持しつつ、日々の生活に生きがいを持てる環境づくりが求められています。

また、日常生活に不安を抱えている高齢者も多くなっていることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で支え合う取組の充実を図っていく必要があります。

■ 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らしていくためには、介護予防事業の推進が重要です。高齢者に対して、生活習慣による疾病や転倒による骨折等を起因とした寝たきりや認知症等、要介護状態にならないよう介護予防の取組を推進します。

また、住民組織等と連携・協力し、地域で高齢者が安心して暮らせるよう地域で支え合うことができる体制の構築に努めます。

■ 今後の主な取組

①介護予防の推進

介護予防を目的とした、生きがいデイサービス※等の支援事業の取組を進めるとともに、多世代との交流や地域貢献等を行える多様な活躍の場の創出と提供に努めます。

②高齢者の日常生活の支援

高齢者が地域で安心して暮らしていける支援体制を構築するため、地域住民が主体となった生活援助等を行う地域を拡大します。

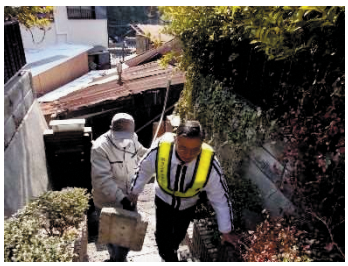

■ 重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	地方創生人財育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
				・介護予防事業の推進	

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　5　住み慣れた地域で生活できるまち

施　策 21　障害者福祉の充実

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	施設入所者のうち地域で生活を送れるようになった人数（人）	13	21	23
2	玉野市障害者就労支援センターに登録し就労につながった割合（%）	18.8	20.0	21.0

■1：障害者施設入所者のうち、地域で生活が送れるようになった人数（2005（平成 17）年 10 月 1 日以降の累計人数）
■2：玉野市障害者就労支援センターの登録者のうち、就労に関する支援を受け就労につながった人の割合
就労に関する支援を受け就労につながった人数／玉野市障害者就労支援センターの登録者の総数×100

■ 現況と課題

障害者の活動範囲や行動範囲が広がり、障害者の社会参加に伴い、障害や障害者に対する周囲の理解が深まっています。

しかしながら、一部においては、障害者の様々な場面で偏見や差別を経験している人もあり、不安や不都合を感じている人もいます。

障害者が地域で安心して暮らしていくために、障害者だけでなく、周りの人々を含めた地域ぐるみで、よりきめ細やかな生活課題への支援を進めていくことが必要です。

■ 基本方針

「障害者基本計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者（児）がそのニーズや状態に応じたサービスを利用できるように努めます。

また、障害の有無を問わず市民の一人ひとりが互いを認め合い、互いを支え合っていくことが重要であり、障害者（児）が自立した生活を送り、障害のない人も相互に尊重し合い支え合いながら、ともに生き生き暮らせるまちづくりを目指します。

また、障害者（児）がスポーツやレクリエーション活動等の社会参加しやすい環境づくりを推進し、スポーツを通じた共生社会の実現を目指します。

■ 今後の主な取組

①障害者の生活支援

障害者（児）とその家族が安心して暮らせるよう、「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの提供及び障害児を対象としたサービスの提供に努めるとともに、地域で生活するための支援体制の整備を目指します。

②障害者の経済的負担の軽減

医療費・補装具・日常生活用具・住宅改修等の助成事業を行い、障害者やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

③障害者の就労支援

障害者の特性や希望に沿った就労につながるよう、ハローワークや企業等、関係機関との連携を図り、就労支援の取組を推進します。

■ 重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	地方創生人財育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
		・障害者の活躍の場の創出		・サービスの充実及びサービスの利用における情報発信	

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　5　住み慣れた地域で生活できるまち

施　策 22　介護保険事業の充実

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	介護保険サービスに満足している利用者の割合（%）	81.2	83.0	85.0
2	要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合（%）	80.6	76.5	74.5

■1：【アンケート】（65 歳以上の市民対象）介護サービス及び介護予防サービスに満足していると回答した利用者数／全回答者数×100
■2：要支援・要介護認定を受けていない高齢者数／高齢者数×100
※　今後、前期高齢者数（65 歳以上 75 歳未満）は減少する一方で、介護サービスを必要とする後期高齢者数（75 歳以上）が増加することから、必然的に認定を受けていない高齢者の割合は下がる見込みです。

■ 現況と課題

介護保険制度は、高齢者福祉施策の根幹となる制度として、高齢者を中心とした市民に着実に浸透してきており、これまでも、介護予防、生きがい対策、生活支援等の適切なサービスの提供を図ってきました。

しかしながら、人口減少や高齢化のさらなる進行など高齢者を取り巻く社会情勢が目まぐるしく変化する中、高齢者ニーズや生活様式は多種多様化しており、こうした現状を的確に把握し、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう適切なサービスの提供を図っていく必要があります。

■ 基本方針

「第 7 期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム※の構築を進めています。

地域の様々な支援やサービスを活用しながら必要な医療・介護を受けることができる環境を構築することに加え、本市の特性に応じて住民組織と連携・協力を進め、高齢者が地域で安心して暮らしていくための支援体制を充実するなど、地域包括ケアシステム※の強化を図ります。

■ 今後の主な取組

①介護保険事業の円滑な運営

介護保険料の適切な賦課・徴収を実施することにより、健全な制度運営に努めます。

また、介護保険の適正な給付を図るため、要介護認定に必要な心身の状況等の調査及び審査・判定の質を高めるとともに、介護予防重視型システム※を推進することで、制度の安定的・長期的な運営を確保するとともに、必要な方に対して適切な介護サービスが提供されるよう努めます。

②在宅生活を支える基盤づくり

地域包括ケアシステム※の構築を進めていくため、医療・介護・権利擁護等の関係団体とより一層連携体制の強化に取り組みます。

■ 重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	地方創生人財育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
				・サービスの充実及びサービスの利用における情報発信	

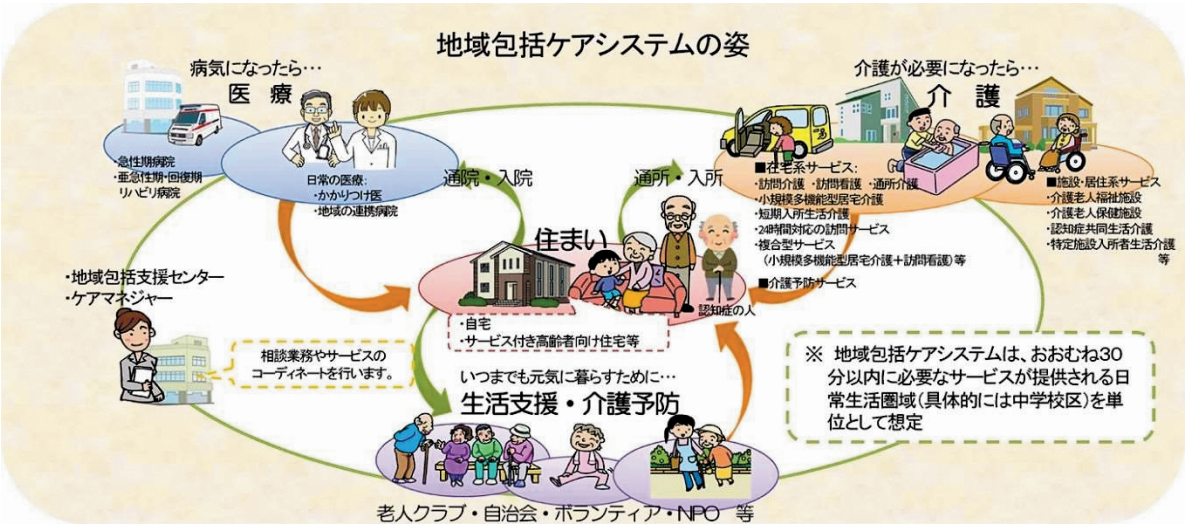

出典：厚生労働省

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　6　元気のある健康なまち

施　策 23　健康づくりの推進

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値（測定年度）	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	自分が健康であると感じている市民の割合（%）	59.9 (2017)	65.0	70.0
2	健康寿命【男】（歳）	79.13 (2016)	79.63	80.03
3	健康寿命【女】（歳）	82.81 (2016)	83.31	83.71

■1：【アンケート】（65 歳以上の市民対象）自分が健康であると回答した市民の数／全回答者数×100
■2、3：日常生活が自立している期間の平均
※　介護保険の要介護度における「要介護１まで」を健康な状態、「要介護２から５まで」を健康でない状態として算出しています。（健康寿命の算定方法の指針（厚生労働科学健康寿命研究）による推計方法により算出）

■ 現況と課題

急速な少子高齢化や食習慣の生活様式の変化等により、高血圧や糖尿病など生活習慣病が増加しており、市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らせるよう、社会全体としても健康づくりを支援することが必要不可欠となっています。

そのため、「第 2 次健康たまの 21 計画・玉野市食育推進計画」を着実に推進するとともに、健康づくりに関係するすべての機関、市民、行政が一体となって、総合的かつ効果的な施策に取り組む必要があります。

また、近年の共働き家庭の増加や核家族化の進行に伴い、家族や地域の育児機能が低下し、子育ての孤立化が増加しています。

そのため、安心して子どもを産み育てられるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制のさらなる充実が求められています。

■ 基本方針

市民一人ひとりが心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、各種検診による病気の早期発見、早期治療等の二次予防を推進するとともに、運動・食事・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣自体を改善して、疾病を事前に予防する一次予防にも重点を置いた事業を実施し、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備に努めます。

また、乳幼児健康診査、育児相談、訪問指導を行い、子育てに関する悩みの解消等を図るなど、安心して子どもを産み育て、子どもの心身の健やかな成長が図られるよう母子保健の推進に努めます。

■ 今後の主な取組

①健康づくりの機会の提供

がん検診等の各種検診、歯科健診、後期高齢者等健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導を実施し、生活習慣病予防やメンタルヘルス※対策など市民の健康づくりのための各種事業を推進します。

また、子育て世代包括支援センター※において、母子保健に対する多様なニーズを把握し、関係機関との連携を図りながら、妊婦や乳幼児の健康診査、母子訪問指導や教室等の各種事業を推進し、母子の健康増進に努めます。

②健康意識の向上

食育教室等の各種教室や健康教育、健康相談等を通じて、日常生活における食事や運動、休息等の大切さを学び、乳幼児から高齢者までの生涯にわたる健康意識の向上を図ります。

③感染症の予防

感染症を予防するため、BCG・麻しん・風しん・高齢者インフルエンザ等の各種予防接種事業を実施します。

また、胸部レントゲン検診による結核検診を実施します。

■ 重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	地方創生人財育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
	・健康増進サービスの開発・提供・推進			・各種健康増進事業の普及・啓発	

施　策 24　良質で安定した地域医療体制の充実

■ 施策の目標

	指 標 名	現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	市内の医療機関に満足している市民の割合（%）	37.5	43.0	50.0
2	市民病院病床利用率（%）	59.1	66.3	67.9
3	医業収益に対する玉野市一般会計からの繰入金の割合（%）	25.5	9.7	9.3

■1：【アンケート】市内の医療機関に満足していると回答した市民の数／全回答者数×100
■2：1 年間に玉野市民病院において稼働した病床の割合　入院患者の延べ人数／全病床数×365 日×100
■3：1 年間の玉野市民病院における医業に係る収益に対する玉野市一般会計からの繰入金の割合
玉野市一般会計繰入金／医業収益×100

■ 現況と課題

高齢化社会の急速な進行や医療技術の高度化・専門化等により、医療に対する需要は増大しており、市民のニーズも多様化しています。

こうした中、休日等においても適切な医療の提供を行うため、市内の各医療機関との連携を強化し、緊急時にあっても医療が受けられる体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携をはじめとした地域医療体制のさらなる充実が求められています。

一方、地方における医師不足の状況や人口減少・少子高齢化といった社会構造の変化により、全国的にも病院経営が厳しい状況にある中、市民の誰もが安心して医療サービスを受けることができるよう、地域における医療機関の連携がますます重要となっており、安定的かつ持続的な地域医療体制の構築に向けて、地域の医療を地域全体で支えていく体制が求められています。

■ 基本方針

休日や夜間等の緊急時においても適切な医療の提供を行うため、休日の救急患者に対応する一次救急医療体制や重症救急患者に対応する二次救急医療体制の確保に努めるなど、救急医療体制の一層の充実を図ります。

一方で、医療機関や介護サービス提供事業所等との連携により、在宅医療・介護連携を踏まえた地域医療ネットワーク※の構築等、円滑な地域医療の推進を図り、市民一人ひとりに良質な保健や医療の提供が行える体制の充実に努めます。

また、将来にわたって市民の誰もが安心して医療サービスを受けられるよう、地域の医療機関が連携し、機能分化による役割の明確化、診療体制の充実による経営基盤の確保を図ります。

■ 今後の主な取組

①救急医療体制の整備

休日等における初期救急医療や歯科診療を確保するため、医師会や歯科医師会の協力を得て休日当番医（内科、外科、歯科）を設け、救急患者への診療を実施します。

②地域医療体制の充実

市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活するために、医療機関をはじめとした関係者と連携し、在宅医療・介護連携の充実による質の高いサービス提供体制の構築に努めます。

そのうえで、市民病院は公的な医療機関として、地域医療連携において果たすべき役割を含め、その在り方について検討を進めるとともに、経営改善に向けた取組を推進し、経営基盤を確立することで、安定的かつ持続的な運営を目指します。

また、たまの版生涯活躍のまち（CCRsea）と連携することで、新たな健診サービス等の充実を図るなど、医療だけでなく健康づくりに資する取組を推進し、市民の健康と安全・安心な生活を支えます。

■ 重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	地方創生人財育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
				・医療連携に基づいた情報一元化による利便性の向上 ・新たな健診サービス等の充実	

大　　綱　2　健やかで安全・安心に暮らせるまち
政　　策　6　元気のある健康なまち

施　策 25　国民健康保険事業の充実

■ 施策の目標

指 標 名		現状値 2017 年度	目標値 2022 年度	目標値 2026 年度
1	国民健康保険料現年分収納率（%）	94.1	94.1	94.1
2	特定健康診査※受診率（%）	21.9	28.5	36.0
3	ジェネリック医薬品※の使用割合（%）	69.4	80.0	80.0

■1：1 年間に支払われるべき国民健康保険料のうち、実際に支払われた保険料の割合
　現年分収納額／現年分調定額×100
■2：国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査※の実施年度中に 40～75 歳となる方で、当該実施年度の 1 年間を通じて加入している方のうち、特定健康診査※を受診した方の割合
　特定健診受診者／特定健診受診対象者×100
■3：1 年間に使用された医薬品に対するジェネリック医薬品※の割合
　ジェネリック医薬品※の使用量／（ジェネリック医薬品※のある先発医薬品の使用量＋ジェネリック医薬品※の使用量）×100

■ 現況と課題

国民健康保険は、自営業者とその家族や被用者保険に加入していない市民の相互扶助により医療を保障する地域医療保険制度として、安定した市民生活に欠くことができない社会保障制度です。

しかし、国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が他の被用者保険に比べて高く、保険料の負担感が増大しています。また、近年は失業者やニート※の増加により、保険料収納額が減少する等、医療費の増加とともに国民健康保険の財政基盤を圧迫する要因となっています。

このような中、2018（平成 30）年度から、安定的な財政運営や効率的な事業を確保する観点から、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進するとともに、市町村毎の標準保険料率を提示する等、制度創設以来の大改革が行われたところです。

今後は、新たな制度体系のもと、医療費の適正化を図るため、生活習慣病予防に重点を置いた保健事業を推進するとともに、収納対策の強化に努め、国民健康保険財政の安定的な運営を維持する必要があります。

■ 基本方針

国民健康保険制度を安定的に維持するため、国民皆保険制度の周知に努めるとともに、国民健康保険料の納付意識の醸成を図り、収納率の維持・向上に努めます。

また、保健・医療・福祉・介護の連携のもと医療費の適正化に向け、保健事業の充実強化を図り、被保険者の健康保持及び増進に努めます。

■ 今後の主な取組

①国民健康保険事業の効果的な運営

医療費の適正化を目的として、レセプト点検事業※を岡山県国民健康保険団体連合会に集約することで点検効果の拡大を図ります。また、負担能力があるにもかかわらず保険料を納付しない一部の滞納者に対して、関係機関との連携を図り適切な徴収を行う等、保険料収納率の維持・向上に努めます。

②被保険者の負担軽減

高額な医療費や出産費の支払いが困難な場合、高額療養費や出産育児一時金として、事後に給付するものを市が直接医療機関に対して支払います。また、ジェネリック医薬品※への切り替えによる薬剤費の軽減が図られるよう広く周知することにより、経済的な負担軽減を図ります。

③健康管理の機会の提供

生活習慣病予防のため、特定健康診査※・特定保健指導※を実施し、積極的な受診勧奨を行うことにより生活習慣病発症のリスクが高い被保険者に対し、生活習慣を見直すための機会を提供します。

■ 重点プロジェクトとの関係

ローカルブランディング創出	ヘルスケアサービス開発	地方創生人財育成支援	交流推進	医療介護支援	移住支援
				・特定健診の受診促進及び保健指導の充実	